

第 8 5 6 号
令和 8 年 2 月 1 7 日

総
合
事
務
組
合
公
報

目
次

千葉県市町村総合事務組合規約の変更について……………1頁

(告示)

※ この公報は、規則により組織団体に配布するものです。
必ず関係部課に供覧してください。

千葉市中央区中央四丁目十七番八号 千葉県自治会館
千葉県市町村総合事務組合
電話 〇四三(三一一) 四一五五

告示

千葉県市町村総合事務組合告示第七号

千葉県市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、令和八年二月九日付け千葉県市指令第二千九百四十三号をもって千葉県知事から許可があつた。

令和八年二月十七日

千葉県市町村総合事務組合長 岩田 利雄

千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約

千葉県市町村総合事務組合規約（昭和三十年千葉県告示第四百九十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第十四号を次のように改める。

十四 削除

別表第一中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第一号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合」を「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団」を「印西地区環境整備事業組合」に、第三条第一項第三号に掲げる事務の項中「鋸南町 三芳水道企業団 長門川水道企業団」を「鋸南町 長門川水道企業団」に、「印西地区消防組合 九十九里地域水道企業団 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」を「印西地区消防組合 夷隅郡市広域市町村圏事務組合」に、「印西地区環境整備事業組合 南房総広域水道企業団 千葉県後期高齢者医療広域連合」を「印西地区環境整備事業組合 千葉県後期高齢者医療広域連合」に改める。

別表第二第三条第一項第十四号に掲げる事務の項を削る。

附 則

この規約は、令和八年四月一日から施行する。